

社会福祉法人 四恩学園 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 乳児院の経営
- (ロ) 児童養護施設の経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 無料低額診療施設の経営
- (ロ) 保育所の経営
- (ハ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 児童厚生施設の経営
- (チ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (リ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ヌ) 一時預かり事業の経営
- (ル) 病児保育事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人四恩学園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を大阪市住吉区苅田 4 丁目 3 番 9 号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会に置いて行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解散委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補充として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 理事等の責任の免除
- ⑤ 計算書類（貸借対照表・収支計算書）及び財産目録の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散等の決議
- ⑧ 合併の承認
- ⑨ 残余財産の処分
- ⑩ 基本財産の処分
- ⑪ 社会福祉充実計画の承認
- ⑫ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一三条の 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は理事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一六条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選定する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第一八条 社会福祉法人第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法人第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ④ 多額の借財
- ⑤ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ⑥ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑦ コンプライアンス体制の整備
- ⑧ 計算書類及び事業報告等の承認
- ⑨ 理事会による役員の一部免除
- ⑩ その他の重要な業務執行の決定

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産と公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪市住吉区苅田4丁目17番1

339.12平方メートル

大阪市住吉区苅田4丁目17番2	309.88平方米
大阪市住吉区苅田4丁目18番1	683.00平方米
大阪市住吉区苅田4丁目19番1	338.00平方米
大阪市住吉区苅田4丁目19番2	676.00平方米
大阪市住吉区苅田4丁目20番1	136.00平方米

(2) 大阪市住吉区苅田4丁目17番地1、17番地2、18番地1、1

9番地1、19番地2、に所在の建物

鉄筋コンクリート・鉄骨・コンクリートブロック造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建（家屋番号17番の1）

乳児院兼養護院 延床面積 1,742.69平方米

乳児院 四恩学園乳児院

無料低額診療施設 四恩学園診療所

四恩学園育児相談所 1階（964.47平方米）

四恩乳児保育園

四恩みろく保育園 2階（769.22平方米）

コンクリートブロック造スレート葺平家建（附属建物 符号2）

ポンプ室 （9.00平方米）

(3) 大阪市住吉区苅田4丁目19番地2、20番地1に所在の建物

鉄筋コンクリート造陸屋根5階建（家屋番号19番2）

乳児院・寄宿舎 延床面積 1,018.06平方米

乳児院 四恩学園乳児院 1階（222.60平方米）

四恩乳児保育園 2階（200.62平方米）

寄宿舎 3階（173.28平方米）

寄宿舎 4階（202.86平方米）

その他 5階（218.70平方米）

(4) 大阪市住吉区苅田4丁目20番地の2、21番地の3に所在の建物1棟

鉄筋コンクリート造鋼板葺3階建（家屋番号20番2）

延床面積 1,713.11平方米

保育所 四恩るり保育園

老人デイサービスセンター ふれ愛の館しおん

老人介護支援センター 東我孫子在宅介護支援センター

児童館 四恩児童館もんじゅ

(5) 大阪市天王寺区逢阪2丁目51番地に所在の建物

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建（家屋番号51番2）

養護施設四恩学園

寮 1階（759.62平方米）

2階（745.95平方米）

3階（713.14平方米）

(6) 大阪市天王寺区逢阪2丁目51番地、49番地に所在の建物

鉄骨造瓦葺・陸屋根2階建(家屋番号51番4)

児童福祉施設 1階(802.11平方米)

2階(645.97平方米)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三九条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会にて理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三十二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三十三条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会にて理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十四条 法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(公益を目的とする事業)

第三五条 公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 地域包括支援センターの受託経営

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法人第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四二条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四三条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第四五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四四条 この法人の公告は、社会福祉法人四恩学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四五条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

理 事	林	文 雄
理 事	前 田	聰 瑞
理 事	長谷川	順 孝
理 事	松 尾	純 雄
理 事	後 藤	清
理 事	秋 田	貫 融

附 則

- 附則 本定款は昭和27年 5月20日に制定する。
- 附則 変更後の定款は昭和30年 3月 1日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和30年 8月 3日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和31年 4月11日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和32年 4月28日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和33年 5月10日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和39年10月 6日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和42年 7月 7日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和57年 9月 8日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和58年 3月14日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和59年 2月14日から施行する。
- 附則 変更後の定款は昭和61年 7月23日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成 1年10月31日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成 5年 3月31日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成 6年 3月18日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成 8年 1月22日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成 9年 7月 8日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成10年 3月31日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成11年 6月28日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成11年12月28日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成13年 8月16日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成14年 8月 7日から施行する。
- 附則 1. 変更後の定款は平成15年 5月14日から施行する。
2. 第17条の規定にかかわらず評議員会設置当初の評議員の任期については平成16年5月14日までとする。
- 附則 変更後の定款は平成16年 8月17日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成19年 4月 3日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成25年 6月10日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成27年 6月23日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成28年 6月23日から施行する。
- 附則 変更後の定款は平成29年 4月 1日から施行する。
- 附則 変更後の定款は令和 2年 2月12日から施行する。